

日本学生支援機構寄附金事業  
「JASSO 支援金」の  
ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから  
寄せられた寄附金を基に  
「JASSO 支援金」事業を実施しています。

自然災害等により居住する住宅に半壊若しくは  
床上浸水以上等の被害を受け、学生生活の継続に支  
障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生  
生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 支援  
金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>

申込みは、中央大学各担当窓口へ！  
各担当窓口（問い合わせ先）は本紙4頁を確認してください。



# JASSO支援金

## 1. 本事業の目的

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 支援金の支給を行います。

## 2. 申請資格

次の（１）～（３）**全て**に該当する学生（学部学生・大学院生・通信教育部学生・外国人留学生）。

- （１）日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程のうち、日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金貸与及び給付対象校・対象学科に在学中の学生等（外国人留学生を含む）。
- （２）**自然災害等の発生により、学生本人が現に通学のために居住する住宅**（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、**半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した場合。**
- （３）学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。
  - ※ 機構奨学金の貸与及び給付対象外の課程に在学中の学生、科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。
  - ※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している学生を除く。）に発生した災害は対象外です。
  - ※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。
  - ※ 同一の災害につき、申請は1回とします。
  - ※ 機構奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

## 3. 支給額

10万円 ※ 返還不要

## 4. 申請書類

申請書類は次の中央大学の奨学金Webサイトからダウンロードしてください。

【本学Webサイト> 学生支援> 奨学金】

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/>



【参考】JASSO 支援金に関する本機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>



## <申請書類一覧・注意事項>

### (1) 日本人学生用

	書類名	作成方法・注意事項
①	「様式1_申請書：日本人学生用」	・申請書の罹災住所が、大学に届け出ている住所と同一であること。
②	<p>&lt;床上浸水・半壊以上の被害を受けた場合&gt;  <b>罹災証明書（コピー可）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1) 罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。断水・停電理由の罹災証明書では支給しない。</li> <li>・2) 罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、市区町村役場等で罹災証明書の発行手続を行った際の申請書類一式のコピー。</li> <li>・3) 上記2) で申請した場合は、追って罹災証明書を大学へ提出すること。床上浸水・半壊以上の罹災証明書の提出を機構で確認した後、支援金の振込みを行う。</li> </ul>
	<p>&lt;長期避難の場合&gt;  <b>自治体の避難勧告等による住居への立入禁止が1か月以上継続したことが分かる公的な客観資料</b></p>	・自治体のホームページの公示を印刷したもの等。
③	<p><b>支援金の振込みを希望する口座の名義人及び口座番号がわかる通帳等のコピー</b></p>	<p>&lt;振込口座の条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者（学生）名義の普通口座のみとする。</li> <li>・次の金融機関等とは取り扱わない。  農協、外資系銀行、ネットバンク等（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行 等）</li> <li>・インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可。</li> </ul>

### (2) 外国人留学生用

	書類名	作成方法・注意事項
①	<p>&lt;床上浸水・半壊以上の被害を受けた場合&gt;  <b>罹災証明書（コピー可）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1) 罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。断水・停電理由の罹災証明書では支給しない。</li> <li>・2) 罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、市区町村役場等で罹災証明書の発行手続を行った際の申請書類一式のコピー。</li> <li>・3) 上記2) で申請した場合は、追って罹災証明書を大学へ提出すること。床上浸水・半壊以上の罹災証明書の提出を機構で確認した後、支援金の振込みを行う。</li> </ul>
	<p>&lt;長期避難の場合&gt;  <b>自治体の避難勧告等による住居への立入禁止が1か月以上継続したことが分かる公的な客観資料</b></p>	・自治体のホームページの公示を印刷したもの等。
②	「様式4_申請書・委任状：外国人留学生用」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際センターにて当該書類の「氏名（アルファベット）」欄に署名すること。</li> <li>・多摩キャンパス以外に通学している学生は国際センター事務室より連絡します。</li> </ul>

## 5. 支援金の申請方法

指定の申請書類を中央大学の各担当窓口（下記参照）まで提出してください。

## 6. 申請書類の提出期限

自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して3か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中の推薦であること。

	災害	提出期限
①	令和元年8月の前線に伴う大雨	2019年11月20日（水）
②	令和元年台風15号	2019年12月11日（水）
③	令和元年台風19号	2020年1月22日（水）

## 7. 審査結果の通知および支援金の支給について

推薦書類を機構で審査のうえ、支給の可否について大学を通じてお知らせします。また、支給対象者には、指定口座に支援金を振り込みます。

	災害	審査結果発表・支給日（目安）
①	令和元年8月の前線に伴う大雨	2020年1月上旬
②	令和元年台風15号	2020年2月上旬
③	令和元年台風19号	2020年3月上旬

## 8. 申請書類の提出先（各担当窓口） ※不明な点は各担当窓口までお問合せください。

対象	担当窓口	TEL
多摩キャンパス通学生	厚生課（多摩キャンパス6号館地下1階）	042-674-3461
在留資格「留学」の学生※	国際センター（多摩キャンパス11号館2階）	042-674-2211
後楽園キャンパス通学生	理工学部学生生活課（後楽園キャンパス1号館1階）	03-3817-1716
市ヶ谷田町キャンパス通学生	市ヶ谷田町キャンパス学生部事務室（6階）	03-3513-3039
ロースクール通学生	法科大学院事務課（市ヶ谷キャンパス）	03-5368-3511
ビジネススクール通学生	ビジネススクール事務室（後楽園キャンパス3号館13階）	03-3817-7485
通信教育部学生	通信教育部事務室教務課（多摩キャンパス10号館）	042-674-2346

※多摩キャンパス以外に通学している在留資格「留学」の学生は、理工学部事務室を通じて書類を提出してください。